

沖縄県達農第61号

沖縄防衛局

平成26年8月28日付け沖縄県指令農第1381号にて許可した「普天間飛行場代替施設建設事業に係るキャンプ・シュワブ海域の工事」に係る岩礁破碎等の許可（以下、「許可」という。）に関し、許可区域外にて、アンカーと称しコンクリート製及び鋼製構造物（以下、「コンクリート製構造物等」という。）の設置を行い、岩礁破碎行為が成されている蓋然性が高いと思量されることから、必要な手続きを行うこと。

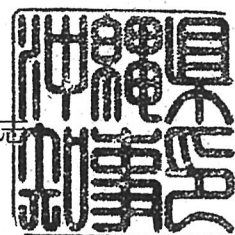
併せて、本書受領後直ちに許可区域外のコンクリート製構造物等の新たな設置及び既設物の移動を停止すると共に、その履行確認のための報告を本書受領後3日以内に行い、以後、許可区域外において海底面の現状に変更を加えないこと。

また、当該行為に係る下記資料を、平成27年2月23日までに、文書で提出すること。

なお、この指示に従わない場合は、許可を取り消すことがある。
以上、許可の附款に基づき指示します。

平成27年2月16日

沖縄県知事 翁長雄志



記

- 1 許可区域外に設置されているコンクリート製構造物等の位置に関する図面並びにその個々の座標・水深及び重量
- 2 1において報告されたコンクリート製構造物等の、それぞれの設置前後の海底の現況写真